

部活動の在り方に関する方針

米沢市立第七中学校

1 はじめに

学校教育の一環として行われる部活動指導においては、生徒の多様な体験を充実させたり、健全な成長を促したり、自己肯定感、責任感、連帯感の寛容等を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。

しかしながら、部活動の過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担や教員の業務負担の軽減の観点からも、望ましい部活動環境の構築が求められている。

本方針は、米沢市における運動部活動の在り方に関する方針に基づき、本校の生徒が心身の調和のとれた発達をし、家族との団らんや地域活動の機会を尊重できるよう、学校、家庭、地域のスポーツ関係者等が連携を図りながら、望ましい運動部活動の在り方を推進するための取組みを定めるものである。

2 部活動の基本方針

- (1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校と地域が運動部活動について協働・融合して取り組めるよう検討していく。

3 部活動の休養日及び活動時間について

- (1) 休養日
 - ① 平日は、1日（定時退校日：月曜日）以上の休養日を設ける。
 - ② 週休日は、1日（土曜日・日曜日）以上の休養日を設ける。
 - ③ 各種大会や練習試合、施設使用の関係で、週休日の両日に活動を行わなければならない場合は、定時退校日の他、平日に1日休養日を設ける。
- (2) 活動時間
 - ① 平日の活動時間は、2時間程度とする。
 - ② 週休日の活動時間は、3時間程度とする。
 - ③ 学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）の練習試合や合同練習会等も同様の活動時間とする。
- (3) 長期休業中の休養日について
 - ① 長期休業中は学校週5日制の趣旨を踏まえ、土曜日・日曜日を休養日とする。
 - ② 各種大会や練習試合等がある場合は、週2日の休養日になるよう配慮する。
 - ③ 運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画に示すようにする。
- (4) その他
 - ① 定期テスト前3日間および定期テスト当日は部活動を行わない。
 - ② 部活動への参加は、第3学年における中体連主催や中文連主催、コンクール、コンテスト、発表会等への出場が終了するか、東北大会、全国大会に出場する場合は、その期間までとする。
 - ③ 顧問の指導の有無に関わらず、継続的な始業前の部活動及び自主練習（朝練習）等を行わない。

4 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 部活動顧問は、保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会(クラブ活動)を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る。
- (3) 部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の運動部活動と地域スポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記2の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (4) 部活動顧問は、上記に示したような「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

5 大会参加、県外遠征等について

- (1) 主催者が中学校体育連盟以外の大会参加や練習試合等の参加は、原則として県内で行うものとする。
- (2) 前項にかかわらず実施地が県外にあるときの大会参加や県外遠征、宿泊を要する合宿等を実施するときは、実施計画書を添えて、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

6 年間計画及び活動実績について

- (1) 部活動顧問は、4月19日までに年間の活動計画を作成する。
- (2) 部活動顧問は、毎月末に校長まで活動実績を提出する。

7 その他

- (1) 部活動運営委員会を設置し、各運動部活動の取組の確認や評価を行い、改善に努める。
- (2) 部活動の運営では保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。
- (3) 部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。
- (4) 吹奏楽部等の文化部は、文化部活動の在り方に関する方針が策定されるまで、本方針に準じて活動を行う。

※上記以外の事項については、米沢市教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日：2019年3月1日

改訂：2020年4月

改訂：2021年4月

改訂：2022年4月